

信託 One 利用規定

本規定は、株式会社りそな銀行（以下「当社」といいます。）が提供する「信託 One」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件及び本サービスにかかる権利関係について、規定することを目的とします。本サービスのご利用に際しては、本規定の全文をお読みいただいた上で、本規定に同意いただく必要があります。なお、利用者（第 1 条第 2 号において定義します。）及びユーザー（第 1 条第 3 号において定義します。）は本規定に同意のうえで、本サービスを利用するものとします。

第 1 章 総則

第 1 条（定義）

本規定において使用する用語は、以下にそれぞれ定める意味を有するものとします。

- ① 「申込者」：第 7 号に定める外部委託先及び当社と信託契約その他当社が本サービスの利用を認めた契約を締結する法人等（以下「法人等」といいます。）のうち、本サービスの利用申込みを行おうとする法人等をいいます。
- ② 「利用者」：申込者のうち、第 3 条の規定に基づき、当社が本サービスの利用を承諾した法人等をいいます。
- ③ 「ユーザー」：利用者の役員及び従業員であって、利用者が指定した本サービスを利用する者をいいます。
- ④ 「管理者ユーザー」：ユーザーのうち、本サービスでのユーザー ID の管理を行う者をいいます。
- ⑤ 「決裁者ユーザー」：ユーザーのうち、利用者の業務において決裁権限を有する者をいいます。
- ⑥ 「利用契約」：当社と利用者との間で成立する、本サービスの利用に関する契約をいい、本規定もこれに含まれます。
- ⑦ 「外部委託先」：信託業務に関する事務に関して、当社から委託を受けた法人等（代理店も含みます。）をいいます。
- ⑧ 「知的財産権」：著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます）をいいます。
- ⑨ 「個人情報」：個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「個人情報保護法」といいます。）第 2 条第 1 項に定める個人情報をいいます。
- ⑩ 「個人データ」：個人情報保護法第 16 条第 3 項に定める個人データをいいます。

第 2 条（適用）

本規定は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する当社と利用者との権利義務関係を定めることを目的とし、利用者当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。

第 2 章 手続に関する事項

第 3 条（申込条件及び手続）

1. 申込者は、本規定を遵守することに承諾し、当社所定の書式に基づき申込みを行うことにより、本サービスの利用申込みを行うことができます。
2. 前項の申込みに際して、申込者は管理者ユーザーを 1 名以上指定し、当該管理者ユーザーの氏名及びメールアドレスを当社に届け出るものとします。
3. 当社は、申込者からの申込後、申込者が届け出た管理者ユーザーのメールアドレスに本サービスにかかる認証用 URL 及び初期パスワードを記載したメールを送信します。
4. 前項に定めるメールの送信をもって、利用者と当社との間に利用契約が成立し、利用契約に基づき利用者

及びユーザーは、本サービスを利用することができるようになります。

5. 当社は、申込者、利用者又はユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本サービスの利用を拒否することができ、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - ① 当社に届け出た事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - ② 資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流若しくは関与を行っているとして当社が判断した場合
 - ③ 申込者が過去、当社との契約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合
 - ④ 第6条に定める措置を受けたことがある場合
 - ⑤ 第19条各号に掲げる事由を行ったことがあるか、又は行うおそれがあると当社が判断した場合
 - ⑥ 第40条に該当すると当社が判断した場合
 - ⑦ その他、当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
6. 利用者は、本条に基づき届け出た申込事項に変更があった場合、当社所定の書式に基づき変更事項を速やかに通知するものとします。なお、利用者が通知を怠ったことにより、利用者又はユーザーが損害を被った場合であっても、当該責任は利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
7. 本サービスのより詳細な内容及び機能は、当社サイト上の各サービスに関連するページ又は当社が別途提供するサービスの説明資料等をご参照ください。なお、当社は、本サービスの内容及び機能を、当社の判断に基づき、事前予告なしに随時追加、変更又は削除する場合があります。

第4条（利用者による環境確保等）

1. 利用者は、本サービスの利用のためにパソコン等の端末機器、電気通信媒体及び当社の提供するソフトウェアが正常に稼動する環境を、自己の責任と費用負担をもって確保、維持するものとし、当社は一切の責任を負いません。
2. 利用者は、自己が本サービスを利用するにあたり必要となる一切の通信費用を負担するものとします。

第5条（利用者による解約手続）

利用者は、当社所定の書式による当社への通知により、いつでも本サービスを解約することができます。この場合、当社は、当該通知を受領した日から解約に伴う処理の完了日までの利用者による本サービス利用の結果生じた損害について、なんら責任を負いません。

第6条（当社による解約・停止手続）

1. 当社は、利用者又はユーザーが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用者への事前の催告を要することなく、本サービスの提供を停止（該当したユーザーのアカウント停止及び削除を含みます。以下、同様とします。）し、又は利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。
 - ① 当社の事業に支障を与える可能性がある行為を行った場合
 - ② 法令、条例、その他規則等又は利用契約に違反した場合
 - ③ 重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てが行われた場合
 - ④ 解散若しくは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされた場合
 - ⑤ 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至った場合
 - ⑥ 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けた場合
 - ⑦ 当社が利用者又はユーザーによる本サービスの利用実態がないと判断した場合
 - ⑧ 第3条第5項各号に掲げる事由の一つがある場合
2. 利用者又はユーザーの責めに帰すべき事由によって本サービスの提供を継続し難い重大な事由が発生し、

当社がこれを是正するよう催告をしたにもかかわらず、利用者が10日以内にこれを是正しないときは、当社は、本サービスの提供を停止し、又は利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

3. 当社は、前二項に基づく本サービスの提供の停止又は利用契約の全部若しくは一部の解約により利用者又はユーザーに生じた損害を賠償する義務を負いません。

第7条（契約終了後の措置）

1. 利用者は、利用契約が終了した場合（理由の如何を問わないものとし、以下、同様とします。）、直ちに、自ら又はユーザーをして、本サービスの利用を終了し又は終了させるものとし、以後、本サービスを利用することはできません。
2. 利用契約が終了する場合、利用者及びユーザーの保有するユーザーIDは失効し、本サービスを利用することができなくなります。利用者は、本サービスにて提供する帳票等が必要な場合、利用契約の終了までに適宜ダウンロード又は紙媒体での出力を行う必要があります。
3. 当社は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、本サービス上の一切のデータを消去することができるものとします。
4. 当社は、本条に基づいてデータを消去したことによって利用者又はユーザーに生じた損害を賠償する義務を負いません。

第8条（手続に関する免責）

当社は、第3条及び第5条の手続について、相当の注意をもって相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、これにより生じた損害について一切の責任を負いません。

第3章 サービス提供内容に関する事項

第9条（サービス提供内容に関する免責）

1. 当社は、利用者が本サービスに関して被った損害（公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線等の通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより、利用者のID又はパスワード等の情報が漏えいした場合により生じた損害を含みますが、これらに限りません。）については、当社の故意又は重大な過失により誤った情報を提供したことが原因で利用者には損害が発生した場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。
2. 本サービスや掲載物（本サービス上に保存された情報及びデータをいい、以下同様とします。）を利用して本サービスの利用者が設置・運用するアプリケーション（コンテンツ・プログラム等）に関する全責任は利用者が負うものとし、これらの動作により生じた利用者及びユーザー、第三者の損害に対して、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 本サービスによる提供ができないものと当社が認める場合、対象帳票について他の電磁的方法、書面の郵送等の方法により提供することがあります。

第10条（利用時間）

1. 本サービスの利用時間は、原則として午前7時から午後10時までとします。
2. 本サービスに関する当社への照会時間は、原則として当社営業日の午前9時から午後5時までとします。ただし、当社が緊急を要すると認めた場合には照会時間外においても対応することがあります。
3. 前2項に定める本サービスの利用時間及び照会時間等は、当社の都合で変更されることがあります。

第11条（本サービスの休止）

1. 当社は、定期的に又は必要に応じて、保守作業のために、本サービスを休止することができるものとします。
2. 当社は、保守作業を行う場合には、事前に利用者に対してその旨を通知するものとします。ただし、緊急の場合には、事前の通知をすることなく本サービスを休止することができます。
3. 第1項に定めるほか、当社は、天災地変、システムの変更、第三者による妨害行為等により本サービスの継続が利用者に重大な支障を与えるおそれがあると判断する場合、その他やむを得ない事由がある場合にも、本サービスを休止することができるものとします。
4. 当社は、本条に基づいてなされた本サービスの休止によって、利用者又はユーザーに生じた不利益及び損害について何らの責任を負いません。

第12条（本サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスの全部又は一部をいつでも廃止できる権利を有します。
2. 本サービスの全部又は一部を廃止する場合、次項の事由によるときを除き、当社は、利用者に対して、廃止する3か月前までに書面又は本サービス上に掲載することにより通知を行います。
3. 当社が予期し得ない事由、法令若しくは規則の制定、改廃、又は天災等のやむを得ない事由により、本サービスを廃止する場合において、3か月前までか否かを問わず、当社は可能な限り速やかに利用者に対して書面又は電子メールにより通知を行います。
4. 当社は、本サービスの廃止によって利用者又はユーザーに損害が生じた場合であっても何らの責任を負いません。

第13条（利用料）

本サービスの利用料は無料です。

第4章 サービスご利用に関する事項

第14条（ユーザーIDの取得）

1. 申込者が第3条に定める方法で利用申込を行い、当社が申込みを承諾した時点で、申込時に届け出た管理者ユーザーのメールアドレスに認証用 URL 及び初期パスワードが記載されたメールが送信されます。当該管理者ユーザーは、当該 URL 及び初期パスワードより初回利用の手続を行うことが可能となります。
2. 初期パスワードは初回利用の手続時にのみ使用可能であり、申込時に届け出た管理者ユーザーは、初回利用の手続において、本利用規定への同意及びパスワードの再設定を行うものとします。
3. 初回利用の手続き以降は、申込時に届け出たメールアドレスが当該管理者ユーザーのユーザーIDとして利用可能となります。
4. 申込時に届け出た管理者ユーザー以外のユーザーについては、次条の方法でユーザーIDを取得するものとします。

第15条（ユーザーIDの利用及び管理）

1. 利用者は、管理者ユーザーをして、本サービス上で新たにユーザーID 及びパスワード（初期パスワード）を発行させることができます。
2. 前項で発行されたユーザーID は、当該ユーザーのメールアドレスとし、当該ユーザーは、メールアドレスに送信された認証用 URL 及び初期パスワードより、初回利用手続として本利用規定への同意とパスワードの再設定を行うことによって利用可能となります。

3. 利用者は、ユーザーのうち管理者ユーザー及び決裁者ユーザーを指定することができます。
4. 利用者は、管理者をして、各ユーザーの本サービスの利用範囲、管理者ユーザー及び決裁者ユーザーが有する本サービス上での管理及び決裁権限の範囲を、当社が指定する区分に沿って設定することができるものとします。
5. 利用者は、管理者ユーザーをして、利用者に所属していない第三者に対して、ユーザーID及びパスワードの発行をさせることはできません。
6. 利用者は、自ら又はユーザーをして、ユーザーID及びパスワードを第三者へ開示、貸与、譲渡、名義変更、売買等をせず、又はさせてはならず、第三者の利用に供することはできません。なお、当該ユーザーID及びパスワードは、管理者ユーザーが発行したものも含まれます。
7. 利用者は、ユーザーをして、本規定を遵守させ、本サービスの利用にかかるユーザーID及びパスワードを適切に管理及び保管させなければならないものとします。
8. 利用者及びユーザーは、ユーザーが退職や異動等の事由により、本サービスの利用資格を失うこととなった場合、速やかに管理者ユーザーにユーザーIDの削除を申請し、管理者ユーザーをして、削除をさせる必要があります。

第16条（本人確認、認証の方法）

1. 申込者が届け出た管理者ユーザーの初回利用手続き時は、申込の内容及び届出のメールアドレスをもって本人確認を行います。
2. 前項の管理者ユーザー以外のユーザーを含めた、初回利用手続き以降の利用時には、サインイン時にユーザーID、パスワード及びユーザーIDとして登録したメールアドレスに送信される認証コードによる認証を行い、当該認証をもって本人確認とします。

第17条（利用者の責任等）

1. ユーザーID、パスワードが第三者に漏洩し、若しくは不正アクセス等が生じた場合又はそのおそれがある場合には、利用者は、自ら又はユーザーをして、速やかに当社に通知し、又は通知させるものとします。
2. 当社の故意又は重大な過失によらず、「ユーザーID」及び「パスワード」が不正に使用された場合（パスワード総当たり等の不正アクセス、本サービスの利用資格喪失後のユーザー・元ユーザーによる不正使用を含む。）、第三者への漏洩が生じた場合、システム障害が生じた場合に、これにより利用者、ユーザー又は第三者に生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
3. 前項の定めにかかわらず、前条で定めるユーザーID及びパスワードの不適切管理・保管に起因する損害については、当社はその責任を負いません。
4. 第2項、第3項により生じた損害の他、利用者の責に帰すべき事由により、本サービスの利用に関連して当社（当社が第三者による請求を受けた場合を含みます。）に損害が生じた場合、利用者はその損害について一切の責任を負います。なお、本サービスにおいてユーザーが行う業務及び本サービスの利用は、利用者における実際の業務の範囲及び権限に関わらず、利用者が行ったものと見なされ、その効果は利用者に帰属します。

第18条（休眠ID削除）

当社は、本サービスのユーザーIDを保有する利用者及びユーザーが当該ユーザーIDを用いて1年間サインインしない場合、これを休眠IDとみなして削除できるものとします。休眠IDの削除により生じた損害について、当社はその責任を負いません。

第19条（禁止行為）

利用者は、自ら又はユーザーをして、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わず、又は行わせないものとします。

- ① 法令又は利用契約その他本サービスに関する契約類に違反する行為又はそのおそれがある行為
- ② 公序良俗に反する行為
- ③ 他の利用者又はユーザーの利用を妨害する行為又はそのおそれがある行為
- ④ 本サービスを構成するハードウェア又はソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
- ⑤ 本サービスの提供を妨害する行為又はそのおそれがある行為
- ⑥ 本サービスを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
- ⑦ 他人のアカウントを使用する行為又はその入手を試みる行為
- ⑧ 本規定に定められた方法による場合以外で、他の利用者又はユーザーのデータを閲覧、変更、改竄する行為又はそのおそれがある行為
- ⑨ その他前各号に準ずる行為

第5章 退職給付債務計算業務に係る事項

第20条（退職給付債務計算業務における本サービスの利用）

利用者は、当社に対して退職給付債務計算業務（以下「計算業務」といいます。）を委託し又は委託しようとする場合、計算業務に係る見積書の受領、依頼書等の必要書類の提出、当社が発行する報告書の受領、請求書の受領その他当社が必要と認める手続等を、本サービスを利用して行います。なお、本章の手続等におけるユーザーの権限は、別に定めるものとします。

第21条（計算業務の依頼）

利用者は、第15条に基づき、利用者において計算業務の委託に関する契約（以下「計算業務契約」といいます。）を締結する権限を有する者を決裁者ユーザーに指定し、同決裁者ユーザーにおいて計算業務の依頼を行うものとします。なお、当社は、決裁者ユーザーから本条の依頼を受けた場合、利用者において計算業務契約を締結する権限を有する者によって依頼がなされたものとみなします。

第22条（計算業務契約の締結等）

1. 当社は、利用者から前条の依頼を受けた場合、依頼内容を確認の上、当該依頼を承諾するときは本サービス上に前条の依頼を受諾する旨を記載した文書を掲示します。
2. 当社が前項の掲示をしたことをもって、当社と利用者との間に計算業務契約が成立します。かかる場合、計算業務契約に従い、当社は利用者に対して計算業務にかかる当社所定の報告書を提出するものとし、利用者は、当社所定の条件に従い、計算業務に係る委託料を当社に支払います。
3. 利用者は、計算業務契約の成立の前後を問わず、前条の依頼内容に変更が生じた場合、前条の決裁者ユーザーにおいて本サービスを通じて当社に変更内容を速やかに伝達するものとします。なお、依頼内容の変更をする場合の変更後の計算業務契約の内容は、当社所定の条件に従うものとします。

第23条（計算業務における個人情報の取扱い）

1. 利用者は、当社に対し、本サービス上で計算業務に関して個人データを提供する場合、第15条に基づき、

個人データを取扱う権限を有する者に対しユーザーID を発行し、同ユーザーにおいて個人データの提供を行うものとします。

2. 当社は、本サービス上で、利用者から計算業務に関して個人データの提供を受けた場合、利用者において個人データを取扱う権限を有する者によって提供がなされ、利用者が個人情報保護法を遵守しているものとみなします。
3. 当社は、利用者へ別途提出する「退職給付債務計算業務における個人情報の取扱い」の定めに従って、計算業務に関して利用者から提供される個人データを取り扱います。

第24条（免責）

当社は、計算業務契約及び本章の定めに従い善良な管理者の注意義務をもって計算業務を行う限り、計算業務に起因若しくは関連して利用者又は利用者の従業員等につき生じた損害について、いかなる責任を負わないものとします。

第6章 確定給付企業年金業務に係る事項

第25条（確定給付企業年金業務における本サービスの利用）

1. 利用者は、当社との間で別途締結した確定給付企業年金業務の委託に関する契約（以下、「原契約」といいます。）に基づき生じる以下の事務を、本サービスを利用して行います。本章における事務手続等におけるユーザーの権限は、別に定めるものとします。
 - ① 年金信託契約に基づく運用指針の交付
 - ② 年金信託契約に基づく指図
 - ③ 年金信託契約に基づく報告の受領
 - ④ 業務委託契約に基づく数理業務の委託事務
 - ⑤ 業務委託契約に基づく管理業務の委託事務
 - ⑥ 総幹事業務契約または副幹事業務契約に基づく指図
 - ⑦ 総幹事業務契約または副幹事業務契約に基づく報告の受領
 - ⑧ 年金数理人に係る業務の委託に関する契約に基づく資料提供
 - ⑨ 年金特定信託契約に基づく指図（共同委託者の代理人としての金融商品取引業者による指図は除きます。）
 - ⑩ 年金特定信託契約に基づく報告の受領
 - ⑪ その他前各号に付随する事務
2. 当社は、前項の事務において、権限を決裁者ユーザーに限定している場合に、本システム上で決裁者ユーザーのアカウントにより当該事務が行われたときは、正当な権限を有する決裁者ユーザーにより行われたものとみなします。

第26条（確定給付企業年金業務における個人情報の取扱い）

1. 利用者は、当社に対し、本サービス上で確定給付企業年金業務に関して個人データを提供する場合、第15条に基づき、個人データを取扱う権限を有する者に対しユーザーID を発行し、同ユーザーにおいて個人データの提供を行うものとします。
2. 当社は、本サービス上で、利用者から確定給付企業年金業務に関して個人データの提供を受けた場合、利用者において個人データを取扱う権限を有する者によって提供がなされ、利用者が個人情報保護法を遵守しているものとみなします。
3. 当社は、原契約その他別途合意した定めに従い、確定給付企業年金業務に関して利用者から提供される個

人データを取り扱います。

第27条（免責）

当社は、原契約及び本章の定めに従い瑕疵なく確定給付企業年金事務手続を行ったうえ、利用者又は利用者の従業員等につき生じた損害について、いかなる責任を負わないものとします。

第28条（原契約との優先関係）

第25条の事務については、本利用規定が原契約に優先して適用されるものとし、本利用規定に定めのない事項は、原契約に従うものとします。

第7章 電子帳簿保存法に関する事項

第29条（電子帳簿保存法への対応）

1. 当社は、利用者が本サービスを利用することにより保存される電子取引データについて、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電子帳簿保存法」といいます）に基づく要件を満たすよう、必要な機能を提供します。ただし、電子帳簿保存法に対応する電子取引データの範囲は、当社が指定する範囲に限定されるものとします。電子帳簿保存法に対応する電子取引データの具体的な指定範囲については、当社が別途定めるマニュアルに基づくものとします。
2. 本サービスを利用することにより保存される電子取引データが電子帳簿保存法の要件を満たすための具体的な運用方法については、利用者の責任において実施するものとします。当社は、電子帳簿保存法の要件を満たすことを保証するものではありません。
3. 当社は、保存期間中における電子帳簿保存法に対応する電子取引データについて完全性、可読性、検索性を確保するための機能を提供しますが、利用者がこれらの機能を適切に利用しない場合に生じる問題については責任を負いません。
4. 利用者は、指定範囲外の電子取引データ等について、電子帳簿保存法に基づく保存要件を満たすために必要な措置を自己の責任で講じるものとします。

第30条（保管期間）

1. 当社は、電子帳簿保存法に対応する電子取引データについて、少なくとも発行日（電子取引データに記載された取引年月日をいいます。）から11年2か月間保管するものとします。
2. 当社は、保管期間中における電子取引データの完全性、可読性、検索性を確保するための機能を提供しますが、保管期間終了後のデータの保存については利用者の責任において対応するものとします。
3. 利用者は、保管期間終了後における電子取引データの保存要件を満たすために必要な措置を自己の責任で講じるものとします。

第31条（解約時の対応）

1. 利用者が本サービスを解約する場合、利用者は解約前に電子帳簿保存法に対応する電子取引データを保存し、電子帳簿保存法に基づく保存要件を満たすために必要な措置を自己の責任で講じるものとします。
2. 当社は、解約後における電子取引データの保存や電子帳簿保存法に基づく要件の遵守について、一切の責任を負いません。

第32条（データの削除・変更）

1. 当社及び利用者は、電子帳簿保存法に対応する電子取引データについて、保存期間中に削除または変更を行うことを禁止します。
2. 前項に関わらず、利用者以外の法人に関する情報、個人情報が含まれる等、情報漏えい又はその恐れがあると当社が合理的に判断した場合、当社は該当データを削除することができるものとします。この場合、当社は削除の理由および対応内容について利用者に説明を行うものとします。
3. 当社が、前項の削除を行う際には当社所定の手続きに基づき、データ削除の権限を有する者が削除作業を行った上、作業記録を作成するものとします。
4. 利用者は、第2項に定める場合におけるデータ削除に関して、当社の判断に基づく対応をあらかじめ承諾するものとします。また、当社が削除を行った場合でも、電子帳簿保存法に基づく保存要件を満たすために必要な措置については、利用者が自己の責任で講じるものとします。

第33条（法改正への対応）

電子帳簿保存法が改正された場合、当社は合理的な範囲内で本サービスの機能を改良し、改正後の電子帳簿保存法に対応するよう努めます。ただし、改正内容に基づく具体的な運用方法については、利用者の責任において実施されるものとします。

第34条（免責事項）

当社は、本サービスが電子帳簿保存法に基づく要件を満たすよう設計されていますが、利用者の運用方法や設定ミス等により電子帳簿保存法の要件を満たさない場合について、一切の責任を負いません。

第8章 その他の事項

第35条（ソフトウェア及び掲載物の著作権等）

1. 本サービスを構成する有形・無形の構成物（ソフトウェアプログラム、データベース、アイコン、画像、文章、マニュアル等の関連ドキュメント等を含み、以下、これらを併せて「ソフトウェア等」といいます。）に関する一切の知的財産権は当社又は当社に利用を許諾した第三者に帰属します。
2. 利用者は、当社（当社の委託先を含みます。）に対し、自ら及びユーザーが本サービス上において入出力した情報を利用することを許諾するものとし、自ら又はユーザーをして著作者人格権を行使し、又は行使させないものとします。
3. 利用者は、自ら又はユーザーをして、当社の提供するソフトウェア等及び掲載物を、当社の承諾なく、複製、加工することはできません。なお、これは解約等により本サービスの情報提供を取り止めた後も同様とします。

第36条（第三者からの侵害請求）

1. 本サービスの利用に関して、第三者から利用者又はユーザーに対して知的財産権にかかるクレーム、紛争、その他の請求（以下「クレーム等」といいます。）が発生した場合、利用者又はユーザーは直ちに当社に書面で通知するものとします。
2. 当社は、かかるクレーム等の発生が当社の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、本サービスの利用に関して利用者又はユーザーと第三者との間で生じたクレーム等に関し一切の責任を負わないものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、第1項のクレーム等が当社の責めに帰すべき事由に基づき発生した場合であっても、利用者又はユーザーが第1項の規定に反し当社にクレーム等の発生を速やかに通知しない等の事由により、当社が適切な防御を行う機会を逸することになった場合は、当社は当該クレーム等に関し

て一切の責任を負わないものとします。

第37条（保証の制限）

1. 当社は、本サービスが利用者又はユーザーの特定の利用目的に合致することや、特定の結果の実現を保証するものではありません。
2. 利用者又はユーザーの記載項目又は入力項目に誤りがあった場合に利用者又はユーザーに損害が生じたとしても、当社はかかる損害につき一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、利用者又はユーザーがあらゆるオペレーションシステム及びウェブブラウザにおいて本サービスを良好に利用することができることを保証するものではなく、またそのような保証をするための動作検証及び改良対応等を行う義務を負うものではありません。
4. 本サービスは現状のまま提供されるものであり、当社は、本サービスのバグや不具合の不存在を保証するものではありません。

第38条（免責及び損害賠償の制限）

1. 当社は、本規定の各条項に従って制限された限度においてのみ、本サービスについての責任を負うものとします。当社は、本規定の各条項において保証しないとしている事項、責任を負わないとしている事項、利用者又はユーザーの責任としている事項については、一切の責任を負いません。
2. 当社は、本規定において別途定める場合のほか、故意又は重大な過失がある場合にのみ損害賠償責任を負うものとし、かかる場合、当社は、利用者又はユーザーに対して、利用者又はユーザーに現実に生じた通常かつ直接の損害を賠償する責任（逸失利益、間接損害を除きます。）を負うものとします。

第39条（提供情報の守秘義務）

1. 利用者は、自ら又はユーザーをして、本サービスの提供に関して当社から開示される一切の情報のうち、開示時に秘密である旨が明示された情報（以下「秘密情報」といいます。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、当社の事前の書面による承諾のない限り、第三者に開示又は漏えいしてはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報については秘密情報に該当しないものとします。
 - ① 開示時点で既に公知となっている情報
 - ② 開示時点で既に秘密情報を受領した当事者が保有していた情報
 - ③ 開示後、秘密情報を受領した当事者の責によらず公知となった情報
 - ④ 開示後、秘密情報を受領した当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
 - ⑤ 開示された情報によることなく独自に開発・取得した情報
3. 利用者は、自ら又はユーザーをして、当社の事前の書面による承諾のない限り、秘密情報を本サービスの提供及び利用以外の目的で利用してはならず、本サービスの提供及び利用のために必要な限度を超えて、秘密情報を複製してはならないものとします。
4. 本条に基づく義務は、利用契約終了後も存続するものとします。

第40条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、当社に対し、自ら又はユーザーが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを併せて「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力に対し資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自ら及びユーザーが、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、利用者が前二項のいずれかに違反した場合、何らの催告なく、本サービスの提供を停止し、又は利用契約の全部又は一部を直ちに解除することができます。この場合、当社は、利用者又はユーザーに対して何らの損害賠償責任を負わず、当社は利用者又はユーザーに対し、解除による損害賠償を請求することができます。

第41条（個人情報の取り扱い）

本サービスの利用にあたって当社に提供される利用者並びにユーザーの個人情報及び個人データについては、当社のプライバシーポリシーに従って適正に取得され、また利用目的の範囲内で利用されます。なお、プライバシーポリシーの詳細については以下のホームページに掲載するものとします。

https://www.resonabank.co.jp/util/kojin_jouhou.html

第42条（通知手段）

1. 当社は、別途本規定において通知手段を明示しているものを除き、本サービスに対する通知その他本規定に定める当社から利用者又はユーザーに対する通知、確認、案内等は、本サービス上への掲示、電話、電子メールその他当社の定める方法を利用するものとします。
2. 通知、確認、案内等は、当社からの発信によってその効力が生ずるものとします。

第43条（業務委託）

当社は、本サービスの提供に関する業務の全部又は一部を利用者又はユーザーの承諾なく、第三者に再委託できるものとします。ただし、その場合、当社は責任をもって委託先を管理するものとします。

第44条（利用契約上の地位の譲渡等）

利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位を第三者に承継させ、又は利用契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。

第45条（規定の変更）

1. 当社は、本規定の変更が利用者の一般の利益に適合する場合又は本サービスに関する実情の変化その他の合理的な事由があると認める場合には、本サービスを提供する目的の範囲内で、本サービスの内容その他

本規定又は条件等の内容（これらを併せて、以下「本規定の内容等」といいます。）を変更できるものとします。

2. 当社は、前項の定めに基づいて本規定の内容等の変更を行う場合は、変更後の本規定の内容を、本サービスのお知らせ画面への掲示又は利用者への電子メールの送信等により告知いたします。告知された変更日以降は、変更後の内容が適用されるものとし、この変更等によって生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
3. 本規定の内容等の変更によって、利用者は、第3条に定める申込手続その他諸手続が必要となる場合があります。

第46条（準拠法・管轄裁判所）

利用契約の準拠法は日本法とします。利用契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第47条（協議）

本規定に定めのない事項又は本規定に疑義が生じた場合は、利用者及び当社は、誠意をもって協議し、決定又は解決することとします。

附則

本規定は2025年3月7日に制定され、同日施行されます。

本規定は2025年10月20日に改定され、同日施行されます。

本規定は2026年1月7日に改定され、同日施行されます。

以上

別紙（信託One業務権限詳細） 信託Oneを利用して行う、業務に依らない一般機能に関する権限の設定

信託One上の表示名	権限内容	管理者ユーザー	決裁者ユーザー	一般ユーザー (決裁者、管理者以外のユーザー)
		(信託One上のロール表示名) 法人顧客_PBO管理者 法人顧客_PBO依頼管理者 法人顧客_PBOデータ管理者 法人顧客_PBO報告書等受領管理者 確定給付企業年金_管理者	(信託One上のロール表示名) 法人顧客_PBO承認者 法人顧客_PBO依頼承認者 法人顧客_PBOデータ承認者 確定給付企業年金_承認者	(信託One上のロール表示名) 法人顧客_PBO担当者 法人顧客_PBO依頼担当者 法人顧客_PBOデータ担当者 法人顧客_PBO報告書等受領者 確定給付企業年金_担当者
トップページ	トップページの閲覧	○	○	○
システム・メンテナンス情報	システム・メンテナンス情報の閲覧	○	○	○
お問い合わせ	お問合せの送信・受信	○	○	○
りそな銀行からのご連絡	お客さまのお取引に関連する メッセージの閲覧	○	○	○
ユーザー管理	ユーザーIDの作成・変更及び 権限の付与・削除	○		

別紙（信託One業務権限詳細） 信託Oneを利用して行う退職給付債務計算業務に係る事務等の権限の設定

【権限を一括して管理する場合】

利用規定上の定め	信託One上の表示業務名	事務内容等	管理者ユーザー	決裁者ユーザー	一般ユーザー (決裁者、管理者以外のユーザー)
			(信託One上のロール表示名) 法人顧客_PBO管理者	(信託One上のロール表示名) 法人顧客_PBO承認者	(信託One上のロール表示名) 法人顧客_PBO担当者
利用規定第5章で定める事務等	退職給付債務等計算	見積書受領		○	○
		計算業務依頼（回付）		○	○
		計算業務依頼（承認）		○	
		計算業務依頼（閲覧）		○	○
		計算データ提出（回付）		○	○
		計算データ提出（承認）		○	
		計算データ提出（閲覧）		○	○
		受諾書受領		○	○
		報告書等受領		○	○
		請求書受領		○	○
		お問合せの送信・受信		○	○
		お客さまのお取引に関連する メッセージの閲覧		○	○

【権限を細分化して管理する場合】

利用規定上の定め	信託One上の表示業務名	事務内容等	退職給付債務計算業務（退職給付債務等計算の依頼）			退職給付債務計算業務（退職給付債務等計算に用いるデータの提出）			退職給付債務計算業務（報告書等の受領）	
			管理者ユーザー	決裁者ユーザー	一般ユーザー (決裁者、管理者以外のユーザー)	管理者ユーザー	決裁者ユーザー	一般ユーザー (決裁者、管理者以外のユーザー)	管理者ユーザー	一般ユーザー (決裁者以外のユーザー)
			(信託One上のロール表示名) 法人顧客_PBO依頼管理者	(信託One上のロール表示名) 法人顧客_PBO依頼承認者	(信託One上のロール表示名) 法人顧客_PBO依頼担当者	(信託One上のロール表示名) 法人顧客_PBOデータ管理者	(信託One上のロール表示名) 法人顧客_PBOデータ承認者	(信託One上のロール表示名) 法人顧客_PBOデータ担当者	(信託One上のロール表示名) 法人顧客_PBO報告書等受領管理者	(信託One上のロール表示名) 法人顧客_PBO報告書等受領者
利用規定第5章で定める事務等	退職給付債務等計算	見積書受領								○
		計算業務依頼（回付）		○	○					
		計算業務依頼（承認）		○						
		計算業務依頼（閲覧）		○	○		○	○		○
		計算データ提出（回付）					○	○		
		計算データ提出（承認）					○			
		計算データ提出（閲覧）					○	○		
		受諾書受領		○	○					
		報告書等受領								○
		請求書受領								○
		お問合せの送信・受信		○	○		○	○		○
		お客さまのお取引に関連する メッセージの閲覧		○	○		○	○		○

※計算業務依頼及び計算データ提出の完了（弊社への送付）は、回付後に決裁者ユーザーの承認が必要です。

別紙（信託One業務権限詳細） 信託Oneを利用して行う確定給付企業年金業務に係る事務等の権限の設定

【2026年4月17日時点で信託Oneで取扱中の事務等】

利用規定上の定め	信託One上の表示業務名	事務内容等	確定給付企業年金業務（総幹事・単独）		
			管理者ユーザー	決裁者ユーザー	一般ユーザー （決裁者、管理者以外のユーザー）
			（信託One上のロール表示名） 確定給付企業年金_管理者	（信託One上のロール表示名） 確定給付企業年金_承認者	（信託One上のロール表示名） 確定給付企業年金_担当者
利用規定第25条第1項第4号で定める事務等	数理計算用資料送信	数理計算用資料送信（回付・閲覧）		○	○
		数理計算用資料送信（承認）		○	
		お問合せの送信・受信		○	○
		お客さまのお取引に関連するメッセージの閲覧		○	○
	決算・再計算	財政決算報告書の受領		○	○
		再計算報告書の受領		○	○
		お問合せの送信・受信		○	○
		お客さまのお取引に関連するメッセージの閲覧		○	○
利用規定第25条第1項第11号で定める事務等 （ただし、25条第1項第5号に付随する事務に限定）	e年金ユーザーID初回発行	ユーザーID初回発行依頼（回付・閲覧）		○	○
		ユーザーID初回発行依頼（承認）		○	
		設定用資料受領		○	○
		お問合せの送信・受信		○	○
		お客さまのお取引に関連するメッセージの閲覧		○	○
	e年金パスワード初期化依頼	パスワード初期化依頼（回付・閲覧）		○	○
		パスワード初期化依頼（承認）		○	
		パスワード通知受領		○	○
		お問合せの送信・受信		○	○
		お客さまのお取引に関連するメッセージの閲覧		○	○
	e年金ユーザーID・電子証明書追加依頼	ユーザーID・電子証明書追加依頼（回付・閲覧）		○	○
		ユーザーID・電子証明書追加依頼（承認）		○	
		設定用資料受領		○	○
		お問合せの送信・受信		○	○
		お客さまのお取引に関連するメッセージの閲覧		○	○
	e年金利用解除依頼	利用解除依頼（回付・閲覧）		○	○
		利用解除依頼（承認）		○	
		お問合せの送信・受信		○	○
		お客さまのお取引に関連するメッセージの閲覧		○	○

※ 弊社への申込・データ等送付の事務は、回付後に決裁者ユーザーの承認が必要です。

【今後、信託Oneでの取扱を予定している事務等(1/2)】

利用規定上の定め	事務内容等	確定給付企業年金業務（総幹事・単独）		
		管理者ユーザー	決裁者ユーザー	一般ユーザー （決裁者、管理者以外のユーザー）
		（信託One上のロール表示名） 確定給付企業年金_管理者	（信託One上のロール表示名） 確定給付企業年金_承認者	（信託One上のロール表示名） 確定給付企業年金_担当者
利用規定第25条第1項第1号で定める事務等	① 年金信託契約に基づく運用指針の交付	運用指針の交付（回付・閲覧）		○
		運用指針の交付（承認）		○
		お問合せの送信・受信		○
		お客さまのお取引に関連するメッセージの閲覧		○
利用規定第25条第1項第2号で定める事務等	② 年金信託契約に基づく指図	指図の送付（回付・閲覧）		○
		指図の送付（承認）		○
		指図に関する報告等の受領		○
		お問合せの送信・受信		○
		お客さまのお取引に関連するメッセージの閲覧		○

※ 弊社への申込・データ等送付の事務は、回付後に決裁者ユーザーの承認が必要です。

【今後、信託Oneでの取扱を予定している事務等(2/2)】

利用規定上の定め		事務内容等	確定給付企業年金業務（総幹事・単独）		
			管理者ユーザー	決裁者ユーザー	一般ユーザー （決裁者、管理者以外のユーザー）
			（信託One上のロール表示名） 確定給付企業年金_管理者	（信託One上のロール表示名） 確定給付企業年金_承認者	（信託One上のロール表示名） 確定給付企業年金_担当者
利用規定第25条第1項第3号で定める事務等	③ 年金信託契約に基づく報告の受領	報告の受領		○	○
		お問合せの送信・受信		○	○
		お客さまのお取引に関連するメッセージの閲覧		○	○
利用規定第25条第1項第4号で定める事務等	④ 業務委託契約に基づく数理業務の委託事務	数理業務の委託事務に係る依頼・データ等の送付（回付・閲覧）		○	○
		数理業務の委託事務に係る依頼・データ等の送付（承認）		○	
		数理業務の委託事務に係る報告等の受領		○	○
		お問合せの送信・受信		○	○
		お客さまのお取引に関連するメッセージの閲覧		○	○
利用規定第25条第1項第5号で定める事務等	⑤ 業務委託契約に基づく管理業務の委託事務	管理業務の委託事務に係る依頼・データ等の送付（回付・閲覧）		○	○
		管理業務の委託事務に係る依頼・データ等の送付（承認）		○	
		管理業務の委託事務に係る報告等の受領		○	○
		お問合せの送信・受信		○	○
		お客さまのお取引に関連するメッセージの閲覧		○	○
利用規定第25条第1項第6号で定める事務等	⑥ 総幹事業務契約または副幹事業務契約に基づく指図	指図の送付（回付・閲覧）		○	○
		指図の送付（承認）		○	
		指図に関する報告等の受領		○	○
		お問合せの送信・受信		○	○
		お客さまのお取引に関連するメッセージの閲覧		○	○
利用規定第25条第1項第7号で定める事務等	⑦ 総幹事業務契約または副幹事業務契約に基づく報告の受領	報告の受領		○	○
		お問合せの送信・受信		○	○
		お客さまのお取引に関連するメッセージの閲覧		○	○
利用規定第25条第1項第8号で定める事務等	⑧ 年金数理人に係る業務の委託に関する契約に基づく資料提供	数理人業務を行うために必要な資料の送付（回付・閲覧）		○	○
		数理人業務を行うために必要な資料の送付（承認）		○	
		数理人業務に係る報告資料等の受領		○	○
		お問合せの送信・受信		○	○
		お客さまのお取引に関連するメッセージの閲覧		○	○
利用規定第25条第1項第9号で定める事務等	⑨ 年金特定信託契約に基づく指図	指図の送付（回付・閲覧）		○	○
		指図の送付（承認）		○	
		指図に関する報告等の受領		○	○
		お問合せの送信・受信		○	○
		お客さまのお取引に関連するメッセージの閲覧		○	○
利用規定第25条第1項第10号で定める事務等	⑩ 年金特定信託契約に基づく報告の受領	報告の受領		○	○
		お問合せの送信・受信		○	○
		お客さまのお取引に関連するメッセージの閲覧		○	○
利用規定第25条第1項第11号で定める事務等	⑪ その他前各号に付随する事務	その他の事務に係る依頼・データ等の送付（回付・閲覧）		○	○
		その他の事務に係る依頼・データ等の送付（承認）		○	
		その他の事務に係る報告等の受領		○	○
		お問合せの送信・受信		○	○
		お客さまのお取引に関連するメッセージの閲覧		○	○

※ 弊社への申込・データ等送付の事務は、回付後に決裁者ユーザーの承認が必要です。